東かがわ市告示第96号

東かがわ市狭あい道路拡幅整備要綱を次のように定める。

平成17年12月1日

東かがわ市長 中條 弘矩

記

東かがわ市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、安全・安心なまちづくりに必要な生活空間を確保するとともに、良好な住環境の形成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 狭あい道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4項に規定する市道のうち建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定に基づく道路及び市長がこれと同等と認める道路(以下「道路」という。)をいう。
  - (2) 後退敷地 狭あい道路に接する敷地の一部で、狭あい道路と法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線に、挟まれた敷地をいう。
  - (3) 道路拡幅用地 整備後の道路の敷地から整備前の道路敷地及び後退敷地を差し引いた敷地をいう。
  - (4) 隅切り用地 道路(1面以上が狭あい道路の場合)が同一平面で交差し、若しくは接続し、 又は屈曲する箇所の隅角(内角120度以上の場合を除く。)を挟む2辺の長さが等しくなる点 を結ぶ直線が2メートル以内となる線と、当該2辺によって囲まれる三角形の範囲内で、道路 として使用できる用地をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する土地に建築物を建築する場合で法第6条第1項に規定する建築確認申請(以下「確認申請」という。)が必要なもの及び第1条の目的を達成するために市長が必要と認める土地に適用する。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発行為を行うもの及び法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとするものに接する狭あい道路については、適用しない。

(狭あい道路拡幅整備に関する協議等)

- 第4条 狭あい道路拡幅整備の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に市長に狭あい道路拡幅整備事前協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)を提出し、後退敷地の譲渡等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議書には位置図、公図の写し、敷地現況平面図その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、速やかに整備の採択又は不採択を決定し、 狭あい道路拡幅整備事前協議回答書(様式第2号。以下「回答書」という。)を申請者に交付す るものとする。

4 前項により採択する旨の回答書を受けた申請者は、狭あい道路拡幅整備申請書(様式第3号)により市長に整備の申請を行うものとする。

(後退敷地の譲渡等)

- 第5条 申請者は、後退敷地を本市に譲渡しなければならない。
  - 2 申請者は、前項の規定により譲渡することができないときは、後退敷地を無償で本市に使用 させなければならない。
  - 3 申請者は、後退敷地を本市に売却する場合には道路用地売却申出書(様式第4号)を、無償譲渡する場合には道路用地無償譲渡申出書(様式第5号)を、無償使用させる場合には道路用地無償使用承諾書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(用地の買上げ価格等)

- 第6条 道路拡幅用地の買上げ価格は、当該用地に係る固定資産税評価額とし、後退敷地の買上げ価格はその2分の1とする。ただし、無償譲渡の場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、隅切り用地の買上げ価格は、当該用地に係る固定資産税評価額とする。
- 3 前条の規定による後退敷地の譲渡等に係る当該用地の測量、分筆登記及び所有権移転登記に要する費用は、本市が負担する。ただし、無償使用による場合にあっては、測量に要する費用に限る。

(物件移転補償)

- 第7条 市長は、後退敷地に係る既存の門、塀、擁壁その他の物件の物件移転補償の額は、四国地 区用地対策連絡協議会物件移転等標準書等による額の2分の1を基準として決定する。ただし、 50万円を限度とする。
- 2 申請者は、前項の規定による物件移転補償を希望する場合には、物件移転補償申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の物件移転に係る補償費は、当該物件の移転完了を確認した後、支払うものとする。 (税の減免)
- 第8条 第5条第2項の規定により無償で本市に使用させる後退敷地について、申請者の申請により固定資産税の減免を行うものとする。

(道路用地の整備)

第9条 市長は第5条の規定により確保した道路用地で舗装等が可能なものについては、路面整備 を行うものとする。

(採択又は不採択の決定)

第10条 第4条第3項の採択又は不採択を決定するため、東かがわ市狭あい道路整備審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の組織)

- 第11条 審査会の構成委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 事業部長、建設課長、経済課長、土地対策室長、上下水道課長
  - (2) その他会長が特に指名する者
- 2 審査会に会長及び副会長を置き、会長には、事業部長を、副会長には建設課長をもって充てる。

(会長等の職務)

- 第12条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第13条 会長は、第4条第1項に基づく協議書の提出があったときは、速やかに会議を招集するものとする。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 第14条 審査会の庶務は、事業部建設課において処理する。 (その他)
- 第15条この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。